

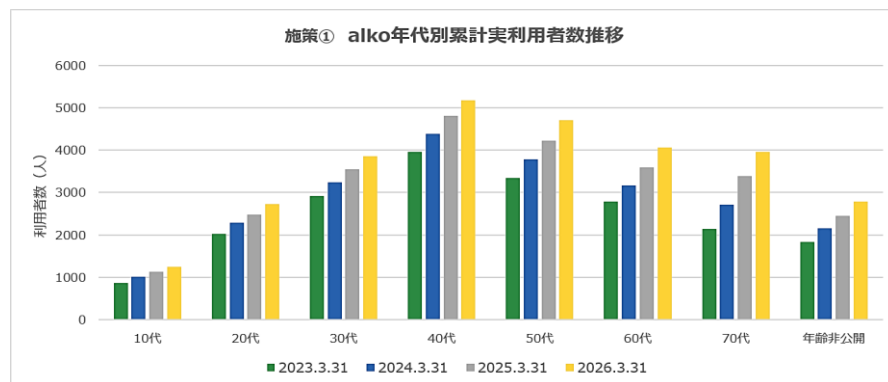
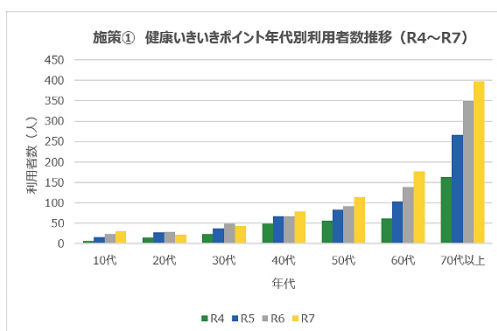
資料 3

(政策の柱) 7.健康と福祉

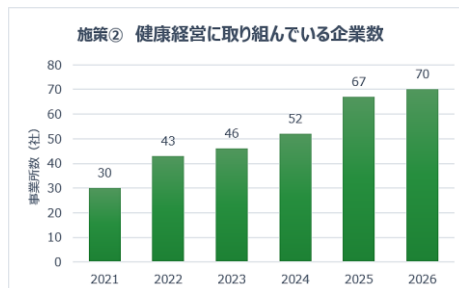
19 健康づくり

主な課題

- 楽しみながら健康づくりにチャレンジできる「健康いきいきポイント事業」(健康いきいきポイント※、ウォーキングアプリ「alko」※)を実施していますが、10～20代の利用者の割合が15%と、参加者のうち若い世代の割合が低い状況です。今後は、心身の健康づくりや将来の健診受診の習慣化につながるよう、若い世代も興味・関心をもって取り組むことができる仕組みの構築や事業展開を図る必要があります。(➡施策①)



- 一般的に、働き世代は生活習慣病リスクが高まる年代ですが、多忙により健康づくりを意識したり、時間を確保したりすることが困難であると言われています。また、健康経営※に取り組む市内事業所は増加傾向にあるものの、まだ十分



とはいえません。職場を通じた健康支援をより一層推進するため、事業所への情報発信と取組支援の強化が必要です。(➡施策②)

- 健診やがん検診の受診者が減少しています。特に若い世代に向けたがん検診(子宮頸がん、乳がん、大腸がん)は、無料クーポン対象者の受診率も低く、職場での受診状況の把握も困難です。しかしながら、疾病の早期発見・早期治療につなげるためには、健康への関心が低い層にも早い段階から働きかけ、継続的な受診につなげる必要があります。(➡施策③)

関連する計画:

小牧市健康づくり推進プラン(令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)

小牧市地域包括ケア推進計画(令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)

第2次小牧市自殺対策計画(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)

目指すまちの姿

若い世代から高齢者まで、誰もが健康に関心を持ち、地域や職場で支え合いながら、生涯いきいきと暮らし続けられるまちにします。

代表的な指標

指標	令和7年度 基準値	令和12年度 目標値	令和16年度 目標値
健康寿命※(男性・女性)	男性 80.75 歳 女性 85.43 歳 (令和4年度)	男性 81.05 歳 女性 85.85 歳 (令和9年度)	男性 81.45 歳 女性 86.35 歳 (令和13年度)
健康経営に取り組んでいる企業数	75 社 (令和8年)	95 社	120 社
がん検診の推奨開始年齢の受診率 (子宮頸がん 20 歳、乳がん 40 歳、大腸がん 40 歳)	子宮頸がん 10.5% 乳がん 21.5% 大腸がん 6.0%	子宮頸がん 12.5% 乳がん 23.5% 大腸がん 8.0%	子宮頸がん 15.5% 乳がん 26.5% 大腸がん 11.0%

施策① 健康づくりへの気づきから習慣化までを支援します

- ・ 大人版健康いきいきポイントのデジタル化を検討するなど、若い世代にも気軽に健康づくりに取り組める環境を整えます。

- 健康習慣化サポート施設「ヘルスラボ・こまき※」を活用した健康づくりを推進します。

施策② 健康づくりに取り組む企業を支援します

- 企業が主体的に健康づくりを推進できるよう、関係機関と連携し、健康づくりに取り組む企業を支援するとともに、企業同士の情報交換や交流の場を提供します。

施策③ 健診・検診の正しい知識を広め、市民の適切な受診を支援します

- 健康週間や健康イベントを通じ、ライフステージに応じた健康づくりの知識を普及するとともに、健診・検診の必要性を啓発し、受診の動機づけから継続受診へとつなげます。
- 受診率の向上を図るため、がん検診の受診開始推奨年齢を対象とした無料クーポン事業において、予約や問診票のデジタル化を進め、受診しやすい環境を整えます。

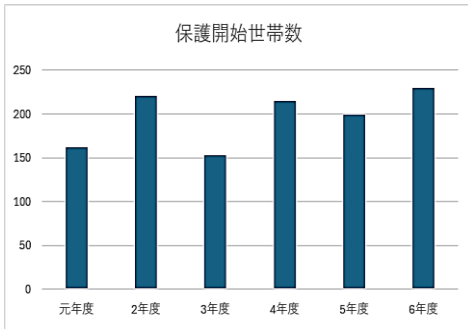
※施策の進捗状況を評価するための指標（巻末に一覧を掲載）

分野	施策	指標	令和7年度 基準値	令和12年度 目標値	令和16年度 目標値
健康づくり	施策①	健康いきいきポイント事業参加者数	12,341人	14,800人	15,900人
健康づくり	施策②	健康経営に取り組んでいる企業数	75社 (令和8年)	95社	120社
健康づくり	施策③	がん検診の推奨開始年齢の受診率	子宮頸がん 10.5% 乳がん 21.5% 大腸がん 6.0%	子宮頸がん 12.5% 乳がん 23.5% 大腸がん 8.0%	子宮頸がん 15.5% 乳がん 26.5% 大腸がん 11.0%

20 くらしの支援

主な課題

- 生活に困りごとや不安を抱えている方をできるだけ早期に発見し、自立に向けた適切な支援を行っていく必要があります。また、生活困難な世帯に対し、その困窮の程度に応じて自立を助長し、生活の安定を守るため、セーフティネットとしての生活保障を行う必要があります。(➡施策①)



- 頼れる身寄りのない高齢者が増加しており、財産管理や死後事務※への対応など、様々な課題があります。また、障がいがあることにより支援が必要な方の高齢化も進み、親亡きの後の自立した生活をどのように支えるかが課題となっています。このような方々の権利や財産を守るため、支援が必要な方の意思を十分に尊重したうえで、必要に応じて適切に成年後見制度※の活用を図るなどの支援が必要となる一方で、支援の担い手も不足していることから、担い手の確保を支援する必要があります。(➡施策②)
- 医療費が増加し、国民健康保険※の運営は厳しさを増しています。また、医療リスクの高い子どもや障がいのある方、高齢の方が安心して保険診療※が受けられる環境を維持していく必要があります。(➡施策③)
- 地域のつながりが希薄化し、望まない孤独や孤立を生み出すなど、地域で支え合う力が低下しています。まずは、自ら主体的に取り組むこと（自助）が重要ですが、地域住民、ボランティア、事業者などによる支え合い活動（互助・共助）により、地域における困りごとを自分事として捉え、お互いさまの気持ちで支え合う環境を整える必要があります。(➡施策④)
- 介護と育児などのダブルケア、高齢の親と障がいのある子の世帯など、複合・複雑化した生活課題を抱える世帯が増加しています。状況によっては既存の制度の狭間や単一の機関だけでは解決が困難であることから、重層的な支援体制を整備していく必要があります。(➡施策⑤)

関連する計画：

小牧市地域包括ケア推進計画（令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度）
小牧市成年後見制度利用促進計画（令和 4（2022）年度～令和 9（2027）年度）
小牧市第 3 期データヘルス計画（令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度）

目指すまちの姿

みんなが主役となり、支え合いの輪でつながるまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
ハローワークとの連携による生活保護受給者の就職者数	35 人	40 人	40 人
尾張北部権利擁護支援センター※への権利擁護に関する相談人数	190 人	210 人	230 人
多機関協働連携※により支援して終結した件数	2 件	10 件	10 件

施策① 生活に困窮する方の自立を支援します

- ・ 生活に困窮した方が自立に向かって進めるように支援します。
- ・ 困窮の程度に応じて、自立を助長し、必要な保護を実施します。

施策② 権利擁護を支援します

- ・ 頼れる身寄りのない方が安心して地域で生活できるよう支援体制を構築します。
- ・ 権利擁護支援の中核を担う権利擁護支援センターを運営するとともに、後見人となりうる人材を確保し、後見が必要になったときに安心して成年後見制度を利用できる環境を整えるため、市民後見人※の養成を推進します。

施策③ 健全な医療保険制度※を運営し、安心して保険診療が受けられる環境を維持します

- ・ 国民健康保険制度を適切に運営していきます。
- ・ 医療費の適正化を図るため、特定健康診査※・特定保健指導※を実施します。
- ・ 重複・頻回受診者※への適正受診・啓発を実施します。
- ・ 具体的な健康リスク情報の効果的な発信と教育を実施します。
- ・ 福祉医療制度※を維持していきます。

施策④ 地域における支え合い活動の活性化を進めます

- ・ 社会福祉協議会と連携し、次代を担う子どもたちに福祉を「自分事」として捉える意識の醸成を図ります。
- ・ 多様な主体とのつながりを支援し、住民同士の地域コミュニティ活動を推進します。

施策⑤ 重層的支援体制※を整備します

- ・ 複数の困りごとを抱える方を、世代や相談内容にかかわらず受け止め、関係機関が連携・協働して支援します。
- ・ 既存の制度やサービスでは支援が難しい困りごとにも対応し、必要に応じて社会資源を開拓し、支援体制を充実します。
- ・ 地域に出向き支援が届いていない方に支援を届けるとともに、潜在的なニーズを把握し、ひとりひとりに寄り沿って伴走的に支援します。

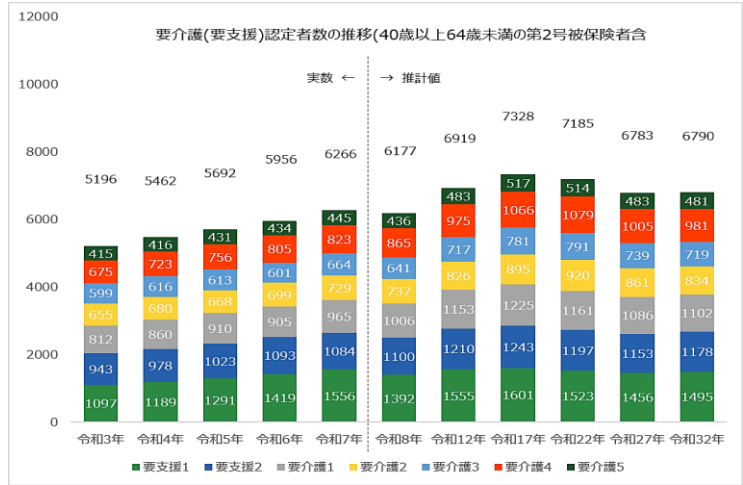
※施策の進捗状況を評価するための指標（巻末に一覧を掲載）

分野	施策	指標	令和7年度 基準値	令和12年度 目標値	令和16年度 目標値
くらしの 支援	施策①	ハローワークとの連携 による生活保護受給者 の就職者数	35 人	40 人	40 人
くらしの 支援	施策②	市民後見人候補者名簿 登録人数（累計）	15 人	50 人	100 人
くらしの 支援	施策③	特定健康診査受診 率（40～64 歳）	27.4% （令和6年度）	30.0% （令和11年度）	35.0% （令和15年度）
くらしの 支援	施策④	地域福祉活動に参加し ている市民の割合	31.4%	35.0%	40.0%
くらしの 支援	施策⑤	多機関協働連携により 支援して終結した件数	2 件	10 件	10 件

21 高齢者と介護

主な課題

- 介護人材不足と生産年齢人口の減少を踏まえ、人材の確保・育成・定着に向けたキャリア形成支援が必要です。また、要介護認定申請の増加に対応するため、認定事務の迅速化と適正化が必要です。(➡施策①)



- 高齢化により認知症高齢者人口の増加が見込まれる中で、認知症が疑われる方、認知症の方及びその家族に早期に関わり、適切な医療や介護のサービスにつなぐため、早期診断・早期対応する必要があります。(➡施策②)
- 高齢化の進行に伴い、心身機能の低下やフレイル※の進行により、要介護状態に至るリスクの高まりが懸念される中、高齢者が自身の状態に応じて介護予防やリハビリテーションに継続的に取り組める環境や、適切な支援につながる仕組みの充実が課題です。(➡施策③)
- 特定の団体などに所属せず、気軽に社会活動へ参加したいという人が増えていく中で、高齢者の多様なニーズに対応し、就労からボランティア活動に至るまで幅広い情報を適切に提供し、生きがい創出に向けた支援が必要です。(➡施策④)
- 支援や介護を必要としない段階から、家族や知人などと人生の最終段階を含め、自分らしい生き方について話し合うきっかけづくりが必要です。(➡施策⑤)

関連する計画：

小牧市地域包括ケア推進計画（令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度）
第 10 期小牧市介護保険事業計画（令和 9（2027）年度～令和 11（2029）年度）
小牧市認知症施策推進計画（令和 9（2027）年度～令和 11（2029）年度）
小牧市健康づくり推進プラン（令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度）

目指すまちの姿

住み慣れた地域での支え合いにより、高齢者が社会との関係を持ちながら自分らしく自立し、安心して暮らし続けることができるまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
要介護（要支援）認定率の実績値と推計値の差（実績値－推計値）	0.9pt	▲0.1pt	▲0.1pt
要介護（要支援）認定者のうち在宅などで暮らしている市民の割合	80.0%	80.0%	80.0%
生きがいをもっていると回答した 65 歳以上の市民の割合	77.2%	80.0%	80.0%

施策① 健全な介護保険制度を運営します

- ・ 介護資格取得費用の補助などにより、介護人材の確保を支援します。
- ・ 給付実績帳票の活用及び介護支援専門員※などとともに行う確認・検証により、適切で効果的なケアプラン※の作成の促進を図ります。
- ・ 認定調査・主治医意見書の進捗管理強化と、審査会のオンライン化・ペーパーレス化を推進し、事務の迅速化を進めるとともに、認定を引き続き適正に実施していきます。

施策② 認知症の人とその家族に対するサポート体制を強化します

- ・ 認知症初期集中支援チーム※による包括的・集中的な支援を行います

- ・ 認知症カフェ※やチームオレンジ※の活動などをはじめ、認知症の人を支えるだけでなく、認知症の人にも地域の一員として活躍できるよう支援します。
- ・ 認知症の進行に伴い変化する認知症の方やその家族のニーズに合わせた切れ目のない支援体制づくりを推進します。

施策③ 高齢者の健康状態を把握し、フレイル予防・介護予防につなげます

- ・ 本市独自の介護予防体操「こまき山体操※」の普及を通じ、市民主体とした介護予防の取組を促進するとともに、介護予防の推進役として「こまき介護予防推進リーダー※」を養成します。
- ・ 健診や医療機関を受診していない高齢者を把握し、個別に働きかけて必要な情報を提供するとともに、適切なサービス利用へつなげます。
- ・ フレイル予防の情報を発信するとともに、身近な場所で身体状況のチェックや介護予防の機会を提供し、早期発見・早期対応を支援します。

施策④ 高齢者が生き生きと暮らせる環境を整えます

- ・ ふれあい・いきいきサロンなど高齢者が気軽に立ち寄れる憩いの場の充実など、高齢者の活躍を支援します。
- ・ 多様な働き方などを含め、高齢者の就労的活動と社会参加を支援します。

施策⑤ 在宅医療の相談支援を充実するとともに、自らの希望により住み慣れた自宅などで自分らしい暮らしができる環境を整えます

- ・ 在宅医療・介護連携に関する市民講演会をはじめ、普及啓発を実施します
- ・ 切れ目なく医療や介護が受けられるように小牧市在宅医療・介護連携サポートセンターにおける在宅医療に関する相談支援を充実します。
- ・ 「わた史ノート」を活用し、人生会議（ACP）※の普及啓発を行います。

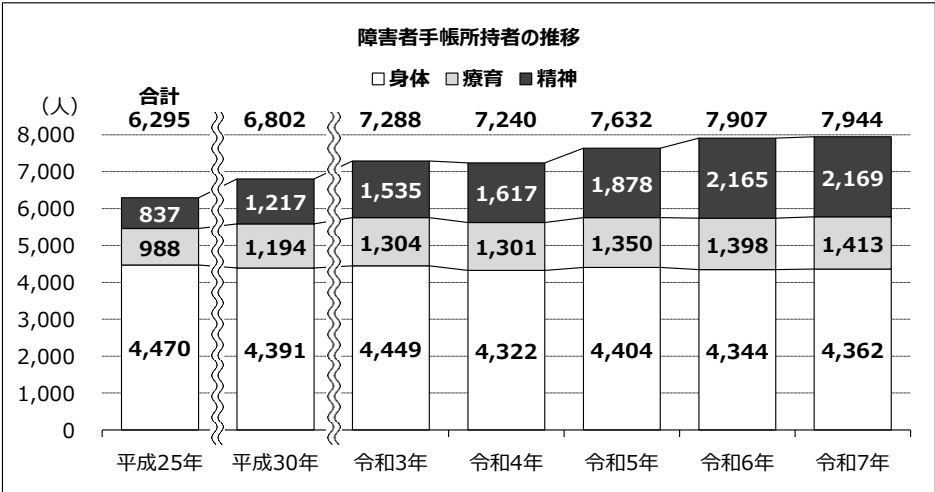
※施策の進捗状況を評価するための指標（巻末に一覧を掲載）

分野	施策	指標	令和7年度 基準値	令和12年度 目標値	令和16年度 目標値
高齢者と 介護	施策①	要介護認定申請から認定までの所要日数（新規・区分変更）	30.9 日	30 日	30 日
高齢者と 介護	施策②	認知症カフェやチームオレンジの数	19 か所	23 か所	25 か所
高齢者と 介護	施策③	健康状態不明者の割合	2.3%	2.0%	1.8%
高齢者と 介護	施策④	生きがいをもっている と回答した 65 歳以上の 市民の割合	77.2%	80.0%	80.0%
高齢者と 介護	施策⑤	医療が必要になっても往診 や訪問診療など在宅で 医療を受けている人数	4,447 人	4,750 人	5,400 人

22 障がい者（児）

主な課題

- 障害者手帳所持者の推移をみると、身体障がい者数は横ばいですが、知的障がい者数と精神障がい者数は増加傾向にあり、障がい者数全体としても年々増加傾向にあります。このような中で、相談内容は身体・知的・精神の障がい福祉分野にとどまらず、医療分野、高齢分野、児童分野にもまたがるなど、複雑かつ多様化しており、相談員の専門性向上と関係機関との連携深化による重層的な支援が必要となっています。（➡施策①）



- 障がいのある児童やその疑いのある児童の可能性を最大限に伸ばし、将来につながる成長の中で能力を十分に発揮できるよう、早期からの発達支援※に努めるとともに、継続的な支援が行われるよう関係機関のさらなる連携が必要です。（➡施策②）
- 障がいのある方が住み慣れた地域での生活や、積極的に社会参加できる環境を整えるためには、障害福祉サービス※や日常生活用具※などの福祉サービスの活用、就労機会の確保及び就労定着を支援する必要があります。また、障害福祉サービスの利用にあたっては、相談員の支援を希望する方と相談員をつなげ、相談員が作成するサービス等利用計画※などによるサービスの利用となることが重要です。（➡施策③）

- 地域共生社会の実現を目指して、市民の障がいに関する正しい理解をさらに深めていく必要があります。そして、市全体で障がいのある方の社会参加を見守り、支援しながら、障がいの有無にかかわらず誰もが支え合い、ともに暮らしていくまちを築いていくことが重要です。（➡施策④）

関連する計画：

第4次小牧市障がい者計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）
第8期小牧市障がい福祉計画・第4期小牧市障がい児福祉計画（令和9（2027）年度～令和11（2029）年度）

目指すまちの姿

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重することで、支え合い、ともに暮らせるまちにします。

代表的な指標

指標	令和7年度 基準値	令和12年度 目標値	令和16年度 目標値
障がい者(児)の外出時に、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合	令和9年度に設定予定		
あさひ学園※の満足度	100%	100%	100%
相談員によるサービス等利用計画などのプラン作成割合	49.2%	80.0%	95.0%

施策① 相談体制を充実します

- ・ 障がい者基幹相談支援センター※を中心として相談支援を行います。
- ・ 障がい者基幹相談支援センターにおいて、市内の相談支援専門員※の人材育成を促進します。

施策② 障がい児の発達を支援します

- ・ あさひ学園において、児童やその家族への発達支援、家族支援、相談支援を行います。

- ・ あさひ学園と児童発達支援センター※が協力し、関係機関による障がい児支援のネットワークを充実します。
- ・ 医療的ケア児等コーディネーター※を中心に関係機関が連携し、医療的ケア児やその家族などへの支援を推進します。

施策③ 障がい者（児）の生活を支援します

- ・ 障害福祉サービス、日常生活用具、意思疎通支援※などの福祉サービスを活用することで、本人が日常生活を送ることができるよう支援します。
- ・ 障害福祉サービスなどの利用にあたり、相談員によるサービス等利用計画などのプラン作成により、望まないセルフプランを低減させます。
- ・ 障がい者の就労機会の確保と就労定着を支援します。

施策④ 障がいに関する正しい理解の深化と障がい者の社会参加を支援します

- ・ 障がいに関する理解を深める啓発を行います。
- ・ 障がい者（児）のスポーツレクリエーションや芸術活動の機会を支援します。
- ・ 障がいのある人となない人との相互理解と交流の機会を支援します。

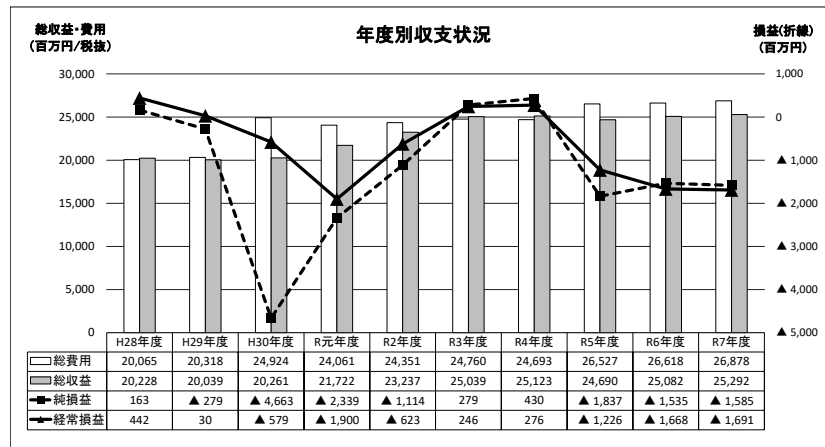
※施策の進捗状況を評価するための指標（巻末に一覧を掲載）

分野	施策	指標	令和7年度 基準値	令和12年度 目標値	令和16年度 目標値
障がい者（児）	施策①	障害者相談支援事業※の相談件数	18,428 件	20,000 件	22,000 件
障がい者（児）	施策②	あさひ学園と児童発達支援の利用者数（延べ利用者数）	9,354 件	10,000 件	11,000 件
障がい者（児）	施策③	障害者就労施設等からの一般就労への移行者数	47 人 （令和6年度）	50 人 （令和11年度）	55 人 （令和15年度）
障がい者（児）	施策④	「障がい者（児）スポーツレクリエーションのつどい」への参加者数と参加ボランティア人数	276 人	300 人	320 人
障がい者（児）	施策④	こまきアール・ブリュット展※の来場者数	658 人	720 人	850 人

23 地域医療

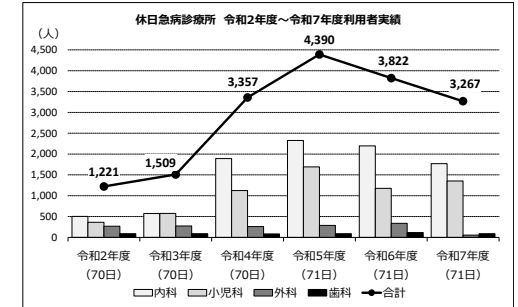
主な課題

- 医療や介護が必要になっても、自身が希望する生活をできるだけ実現できるよう、在宅医療や介護サービスの基盤強化が必要です。(➡施策①)
- 市民病院は救急医療やがん診療、高次医療を提供し、地域における急性期病院として重要な役割を果たしています。近年の取組を通じて、救急搬送患者の応需率は向上しましたが、今後、経営改善に向けて患者数の増加に取り組む中で、同時に救急搬送患者の受入を維持させる必要があります。(➡施策②)
- 地域の医療体制の中で、市民病院は急性期病院の役割を担っており、特に受け入れた救急患者については、症状が落ちついた適切な段階で他の医療機関へ転院(下り搬送)し、新たな緊急性の高い患者の受入体制を保持する必要があります。(➡施策③)
- 市民が安心して質の高い医療が受けられる地域医療体制を持続させるためには、市民病院の健全な経営が必要となります。(➡施策④)



- 小牧市医師会、歯科医師会、薬剤師会と協力し、休日急病診療所の適正な運営に務めた結果、多くの市民に利用されています。特に内科・小児科はインフルエンザなどの感染症流行時には多くの患者が来院しています。今後も、人員確保を含む持続可能な医療体制の整備と、感染症への備えを進める必要があります。(➡施策④)

- 平日に受診できなかった市民や休日に医療機関を受診できず困ったことがある市民が一定数いることから重症度に応じた受診や休日に受診できる医療機関の情報を適切に発信する必要があります。(➡施策④)



関連する計画：

小牧市地域包括ケア推進計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）
小牧市民病院経営強化プラン（令和6（2024）年度～令和9（2027）年度）改定版

目指すまちの姿

地域の医療体制を維持し、市民が住み慣れた地域で安心して必要な医療が受けられるまちにします。

代表的な指標

指標	令和7年度 基準値	令和12年度 目標値	令和16年度 目標値
電子@連絡帳「こまきつながるくん連絡帳」の登録患者数	635人	750人	900人
市民病院の救急車受入台数	7,458台	7,500台	7,500台
休日急病診療所受診者のうち適正受診者割合※	75.9%	80.0%	80.0%

施策① 在宅医療・介護の支援体制を充実します

- ・ 在宅医療・介護サービスの質の向上を支援します。
- ・ 医療や介護の連携体制強化を支援します。

施策② 地域の医療機関との連携により地域医療体制を充実します

- ・ 救急患者の受入ベッドを適切にコントロールすることで空床を確保し、救急搬送患者の受入れを維持・向上させます。
- ・ 地域の医療機関との連携を推進して患者の受入に必要な空床を確保するため、他の医療機関への救急患者連携搬送（下り搬送）件数を増加させます。

施策③ 市民病院の健全経営を推進します

- ・ 地域医療体制を持続させるため、市民病院の健全な経営に努めます。
- ・ インターンシップや研修医の受け入れ、スキルアップ支援、働き方改革などにより、医師・看護師など必要な人材を確保・育成します。
- ・ 施設や設備、機器の最適化、デジタル化などにより業務の効率化を推進します。
- ・ 高度医療機器などを活用した収益の拡大を推進します。

施策④ 休日急病診療所の適正運営に努めます

- ・ 休日急病診療所を利用する人に対して、重症度に応じた適切な受診行動を促します。
- ・ 市内及び近隣自治体の休日診療医療機関について、各種媒体を通じた市民への情報周知を行います。
- ・ 急な感染症流行に備え、小牧市医師会、歯科医師会、薬剤師会との協力をさらに強化し、休日急病診療所の持続可能な体制の整備に取り組みます。

※施策の進捗状況を評価するための指標（巻末に一覧を掲載）

分野	施策	指標	令和7年度 基準値	令和12年度 目標値	令和16年度 目標値
地域医療	施策①	往診や訪問診療を行う医療機関	124 機関	125 機関	130 機関
地域医療	施策②	他の医療機関への救急患者連携搬送（下り搬送）件数	77 件	100 件	120 件
地域医療	施策③	経常収支比率（病院事業）	93.7%	98.8%	100%
地域医療	施策④	休日急病診療所受診者のうち適正受診者割合	75.9%	80.0%	80.0%